

総務政策委員会会議録

招 集

令和8年2月13日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）安達卓是
岩崎康朗 大下哲治 奥岩浩基 徳田博文
土光均 戸田隆次 森田悟史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監
[総務管財課] 角課長 富田財産管理担当課長補佐
[防災安全課] 山花課長 高田危機管理室長 角地域安全担当主査
[調査課] 泉原課長 畠中行財政調査担当課長補佐
【総合政策部】佐々木部長 松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長
[人権政策課] 萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 樋口人権啓発担当課長補佐
【市民生活部】
[環境政策課] 足立次長兼課長 長井主任

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍聴者

稲田議員 岡田議員 門脇議員 津田議員 錦織議員 西野議員 又野議員
松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道関係者1人 一般2人

報告案件

- ・第2期米子市再犯防止推進計画について [総合政策部]
- ・令和8年4月1日付け行政組織機構改正について [総務部]
- ・令和8年1月6日に発生した地震対応について [総務部]
- ・犯罪被害者のための新たな経済的支援制度の創設について [総務部]
- ・産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買収の申出への対応について [総務部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○塚田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、総合政策部から1件、総務部から4件の報告があります。

初めに、総合政策部から第2期米子市再犯防止推進計画について、当局から説明を求めます。

松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 それでは、第2期米子市再犯防止推進計画（案）について説明をさせていただきます。

令和3年度に策定をいたしました米子市再犯防止推進計画が本年度、令和7年度をもちまして期間が終了いたします。関係各課との検討協議及び保護観察所さん、保護司会さん等の外部オブザーバーの方への意見聴取を経まして、関係各課課長で組織いたします庁内連絡会議を開催いたしまして計画案を作成いたしましたので、御報告いたします。

まず、1番目の計画の位置づけでございます。再犯の防止等の推進に関する法律の中に、市町村は再犯防止計画を定めるよう努めなければならないとされております。

2、計画案の概要でございます。(1)目的でございます。米子市人権施策基本方針・推進プランの課題別推進プランの中に、刑を終えて出所した人等に関する人権施策を掲げております。こちらを具体的に推進するため、令和3年度に米子市再犯防止推進計画を策定いたしまして、終了に伴いまして、これまでの取組を踏まえまして、再犯防止等に関する施策をより総合的に、かつ計画的に推進するため、第2期再犯防止推進計画を策定するものでございます。

(2)計画期間でございます。令和8年度から令和12年度までの5年間です。

(3)第2期計画案のポイントでございます。第1期計画を踏まえまして、より現状を反映した取組内容としております。3つの項目の取組に分けておりまして、その1つ、支援制度の適切な利用促進のための取組ということで、令和7年度から第2期米子市地域“つながる”福祉プランが改定されました。そちらに基づく支援ということで、そちらの中に、犯罪を犯した人等に対する包括的な支援ということで盛り込んでおります。それから昨年10月に設立になりました米子市居住支援協議会による取組についての支援を掲載しております。

2番目、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組の中の少年の非行の防止についてでございます。2ページ目に参りますけれども、近年問題となっておりますインターネットの利用に関する注意喚起、啓発ということで取組がありますので、そちらのほうの記載を追加したものでございます。

3、民間協力者の活動の促進等のための取組の中に、民間協力者の活動の促進ということで、保護司の人材確保に関する協力についての記載を追加したものでございます。

3、今後のスケジュールでございます。本日、本委員会にて計画案について御報告させていただきます。そして終わりましたら、今月中旬から3月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。そして3月下旬に、また関係各課長で組織いたします庁内連絡会議におきましてパブリックコメントをいただいた御意見等を反映した修正案を作成いたしまして、人権施策推進会議で修正案を協議し、最終決定をする運びとしております。そして令和8年4月、第2期再犯防止推進計画が運用開始となるところでございます。

説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** 何点かありまして、まず1つ目が、計画案のほうの5ページの一番上のところの部分で、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある、というふうに記載があります。ただ、そこに向かっていろいろ、例えば資格取得とかスキルアップをした上で就労に結びつけていくことってというのは非常に重要だなとい

うふうに思っているんですけども、そういったことのお考えについてどのように考えているか、伺いたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 ハローワークさんですか、それから市の経済戦略課等々で、そういう職業訓練に関する支援制度がございますので、どういったことを望んでおられるかということを確認いたしまして、そういった機関とも連携をして支援が受けられるように、結びつけるような取組を考えております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 今、資格取得等も含めたスキルアップというのは必要だなと思っております。最初に御説明いただいた資料のほうにも、刑を終えて出所した人等に関する人権施策をより具体的に推進するため、と記載がありますので、職業訓練は多分出てこられた後の話だと思うんですけども、中におられるときからもアプローチできる部分はあると思いますので、そういった観点もぜひ取り入れていただきたいなというふうに意見として申し上げたいと思います。

もう1点が、この計画案のほうの3ページ目の下から4ページ目にかけての福祉サービスの部分なんですけれども、ここの中には、もちろん入り口支援という要素も含まれているものというふうに理解をしてもよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 大変申し訳ございません。入り口支援というと、具体的にどのようなことを。

○塚田委員長 反問権を使われますか。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 はい。

○塚田委員長 では、反問権で。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 先ほどありました入り口支援について、どういったものか、お尋ねしたいと思います。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 多分今書いていただいているものって、出られた後の話のほうメインだなというふうに思っているんですけども、例えば起訴前であったりとか、そういったところから、福祉につながっていないから犯罪が起きたのではないかであったり、つながっていないから再犯につながったケースもあると思いますので、そういった犯してしまった時点からの支援みたいなところも踏まえてこういったことを進めていかれるというふうに考えているのか。県のほうでも、県の地域生活定着支援センターも、多分出口支援の部分と入り口支援の部分に分かれて予算が上がっていたようなのを数年前に見たことがあると記憶してるんですけども、そういったものも踏まえてこういう書き方になっているのか。

何が言いたいかという、要は、刑を終えた人に向けた支援はこういう形でやっていきますよは分かるんですけども、終えて出てくるときには、もうある程度どうなるかって多分決まってると思うんですね。なので、その犯してしまった時点からどうアプローチしていくかみたいな観点が入っているのかというところをお伺いしたいなというふうに思います。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 例えば“つながる”福祉プランのお話だったと思うんですけども、恐らく今、森田委員が御指摘なされた刑を犯した直後からのケア、サポートという視点は明快には恐らく入ってないというふうに記憶をしております。ですが、どこまでを入り口と捉えるかっていうのがありまして、例えば未然に防ぐという視点も仮に入り口と捉えるのであれば、そういった視点はこの福祉プランにも盛り込んでございますし、また、今回の非行対策ということも新たに盛り込んでいるところではございます。そういった視点でも、未然防止というところでの対応については、この計画の中にも位置づけてはいるところでもあります。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 その辺りも整理をしていただいて、どういう形で落とし込むかというのはしっかりと検討していただきたいと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

○塚田委員長 ほかに。

安達委員。

○安達委員 今、森田委員も質問される前のところでちょっとお聞きしたいのは、今回2期目の計画の策定ということなんですが、1期目の推進計画の狙いと成果というのはどのように評価しておられるか。それが2期目につながると思ってるので、まず1期目の狙いと成果っていうのをどのように捉えておられるかお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 まず、この再犯防止計画の狙いでございますけれども、やはり刑を終えて出られた方の生活の様々な面が不安定ということで、そういったことに寄り添い、安心して暮らしていただけるということを狙いとして、様々な関係先、制度を組み合わせ、支援していくということでの再犯防止計画ということにしております。

そして成果でございますけれども、こちらの資料の3ページ目に1期のまとめということで掲載はしてございますけれども、本市におきましても、えしこにのような重層的支援ということで、様々なお困り事の総合的な支援といったもので取組をしてみましたので、そういった方々の安定につながったのではないかと考えてるところでございます。以上です。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 計画の中にもまとめとして記載はさせていただいておりますが、ここに第2計画の案のポイントとして幾つか書かせていただいているのは、これも実は一つの成果でございます。例えば重層的な支援体制ということでえしこにを新たに設置をしたですとか、あるいは住宅の確保がなかなか難しいということでの皆様方への配慮といたしまして、居住支援協議会というのを、これは基礎自治体レベルでは初めてということでございますけれども、米子市で今年度設置をさせていただいたりですとか、こういった取組は進めつつあるところでございます。

ただ、一方で、これも今回のポイントには書いてございますが、非行という観点で、今までのような形で、インターネット等、SNSとかを含めた形での未然防止の必要性は非常に高まってるですとか、あるいは、これは今年度でしたでしょうか、保護司の方が殺害

をされてしまうというような他県でも事例がございました。その影響もあるかないかは別にして、保護司の成り手が非常に不足してる、あるいは高齢化が進んでると。この辺りは非常に大きな課題でございますので、今回の新たな計画のポイントとしては強いものとして位置づけをさせていただいてるところであります。以上です。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 2期目につながるころを、部長のほうから答弁の中身があったかなと思っておりますので、そこを期待したいなと思う部分もあります。

自分が経験したっていか関わったところでは、生保のワーカーをしていたときに、刑を終えて出てこられた方への支援という意味で、生活保護の中では、今もあったと思うんですが、まず住居の安定的に支援ができるかっていうのと、就労支援ですね、そのことができるかっていうことでして。自分が一番関わったっていか、どうクリアしていいかなと思ったのは、職業指導を身につけておられなかった方が、随分あったんですね。だから次やってもらうための職業をどうするんだっていか、技術的な支援も含めて当時はなかった。行政のほうでもなかったんで、ぜひこれからは、計画の中でもそういうのをやっぱり具体的に緻密につなげてほしいなというところはあります。

また再犯をしてはならんと言いながら、生活に苦しんでるところで手っ取り早く法を犯してしまうところを見受けたんで、ぜひそこは未然防止もかなり丁寧にやっていかないと、また再犯になっちゃいけないなというところは感じました。その辺は、さっき関係課とも調整をとられましたので、そこは福祉の方々とも、十分に意見調整を図って体制づくりを図ってもらいたいなという一つの要望です。

もう一つ、私も中学校の隣に少年院があったんですが、今は撤退しました。少年院との関わるころも若干あったんです。というのは、教官が親族にいましたんで、教官からの話を聞かされるころがありました。中学校を卒業して間もない頃の年齢の方が多かったんで、その方への修学支援、それから今振り返れば職業的な支援が必要じゃなかったんだろうかなと思っております。

それと、さっき言いましたように、生活保護では今度は成人になってから見ると、ほぼほぼそれができてなかった、就業も就労も十分携わって関わってなくて、自分自身に技術的にも職業が身につけてないために犯罪を犯してしまうころがあったんで、ぜひ未然防止を充実して取り上げていって計画を組み込んでもらえばという要望に代えたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

大下委員。

**○大下委員** お伺いしたいんですけど、再犯率って結構高いんですけど、この米子市においても刑法犯も153人おられて、そのうちこれまで再犯された方が、米子市ではえしこにが総合相談窓口として対応するっていうふうにはなってると思うんですけど、その再犯された方たちの中でえしこにに対して相談された人ってどれぐらいおられるんでしょうか。

**○塚田委員長** 松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長** えしこにのほうで出所された方の相談支援をされた件数ということで、令和7年度で相談が数件あったというふうに聞いております。そんなに多い数じゃなく5件以内程度ですけれども、出所された方の相

談案件ということで今年度は関わっていると件数的には聞いております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 ちなみに、5件しかないって言われましたけど、その少ない原因っていうのは何だと思われませんか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 まず我々行政のほうでは、その方が出所された方かどうかということを知るすべがございませんので、面談等の中で御本人様のほうからそういった話があれば、出所された方ということで人数的な把握ということはしております。相談された方の中には、そういったことを言われずに、お困り事として相談していらっしゃる方もおられるかと思えます。ただ、出所者という把握をした方は、5件以内程度の案件を受けたということで聞いております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 問題が、出られた方に対して適切な情報が伝わっていないような気がして。本当はこういったサービスがありますよ、こういった相談も乗れますよっていうのも、その方たちに適切な情報が伝わってない。知らないから支援を受けられないっていうような感じで、課題のほうにも載ってますよね。支援があることを知らない方が多いんじゃないか、支援が分からないから、それで再犯率が高いままになってるっていう状況になってるんじゃないかと思うんで、やっぱりそこは、出られた方に、出られる前から、えしこにて相談を受けますよっていうような情報をちゃんと提示していただきたいなっていう、これは要望として伝えます。

あともう1点、多分犯罪を犯される方で、障がいを抱えておられる方とかも結構多いと思うんですけど、医療的支援とかそういった面につなげる、検査を受けるとか、何か支援体制とかはあるんでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 お困り事等で支援の相談に来られましたら、どういったことにお困りだとか障がいをお持ちだとかっていうことも含めて、行政側の担当する部署は当然いろいろ把握いたしますので、障がいのある方で支援が必要ということであれば、えしこにて重層的な総合支援には、そういったケアをしていくことも含まれますので、その場合は、診断等といいますか、ケアにも適切につなげていくというふうに取り組んでるところでございます。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 やっぱり中におられる、出られる前にそういった支援につなげるためにも、難しいかもしれないんですけど、入られてるところと連携しながら、どういった障がいがあるとか、医療的な検査とかができるんだったら受けていただくとか、そういうふうに関連してしていただきたいなっていうふうに思いますし、要望として伝えます。

というのが、前、インターネットで見たんですけど、大学生とかでも、結構大学に入るまでは勉強できたけど、優秀な大学に入った後に留年して、全然社会に対応できなかった。それで1年留年して学校のサポーターのほうに相談したら、医療の検査を受けられたらどうですかということで、そこで初めて自分は障がいを持ってるっていうことが分かって、適切な医療措置を取って、それで今、大学院のほうまで進めたっていうケースもあります

んで、やっぱり犯罪される方も、結構自分がどういった障がいを持ってるかっていうのを知らない方も多いと思いますので、ぜひそこら辺はそういった機関と連携しながら取り組んでいただきたいと思いますので、要望として伝えますので、よろしくをお願いします。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** この再犯防止推進計画の位置づけですが、これはあくまでも再犯の防止、つまり刑を終えて出所した人がきちんと社会生活を営めるように、それを支援をする、出た後に関してちゃんと支援をするということに対しての計画、そういう位置づけですよ。まず確認したいんですが。

**○塚田委員長** 松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長** 基本は、出所された後のお困り等に関する支援ということでございますけれども、当然非行防止ですとか、その一部に未然防止といいますか、そういったものも含めての計画となっております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうなんですか、というか、この計画案、ちょっときちっと私は読んでいないんですが、そういった未然のことに對する取組もきちっと書かれているということですか。

**○塚田委員長** 松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長** 中に、また犯罪を防止するということの啓発なんかも載せておりますので、そういった意味では未然防止ということも含まれるかと思えます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** じゃあ、改めてちゃんと読みます。

実はちょっと森田委員とのやり取りで、入り口支援とか出口支援、そのやり取りで1つ気になったことがあったんですが、もちろんいろんな支援というのは、刑を終えて出てからではなくて、それまで様々な形で支援をする、それから大下委員の言った障がいに対するきちっとした認識を支援、それが必要だというのは分かるのですが、再犯防止という視点で考えると、例えば犯罪に該当する事件があって、容疑者が逮捕されて起訴されて裁判があって、再犯というのは、あくまでも刑を犯した人、確定した人に対してのものです。逮捕とか起訴とか、これはまだ確定はしていませんから、そういう人に対して再犯云々というのは私はちょっとずれていると思うので、そういった個々の過程でいろんな様々な問題はあると思うんだけど、再犯という視点で例えば逮捕された人、起訴された人、裁判中でも、これ刑が確定していないですから、そういう人たちを再犯という視点で見ていくというのは私はちょっと違うかなというふうに思って、そこが気になったので、あえてこの再犯防止計画の位置づけというのを聞いたのですが、その辺に関して、未然のことも含まれるというふうに言われたのですが、位置づけに関して再度お聞きしたいのですが。

**○塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

**○佐々木総合政策部長** 再犯の定義ということなのかもしれませんが、確かにおっしゃるとおり、刑が確定しているかないかというのは、大きな定義づけをする際の判断基準にはなっていないと思います。ただ、これは資料のほうにも記載がございますが、大本のこの計画

を策定する上での根拠法令がございまして、再犯防止等の推進に関する法律というのがございまして。その中で定義が書いてございまして。犯罪をした者というのは1つ対象者になると。もう一つ定義として非行少年っていう定義もございまして。非行少年というのが、恐らく多分解釈としてはかなり広いのかなと。いわゆる刑が確定した人だけではない者も含めているのではないかと、そういうふうに私どもも、これは県もそうなんですけど、解釈をして、必ずしも刑が確定している人だけを対象にしたものではない計画とさせていただいているところであります。以上です。

○土光委員 分かりました。

○塚田委員長 ほかにございますか。

徳田委員。

○徳田委員 案で再犯防止というところで3ページなんですけど、協力雇用主の登録が鳥取県で124社、米子市で21社となっているというふうに書いてございまして、まず1点目、ちょっとお聞きしたいのが、傾向として21社はこういった推移でなっているのかっていう。トレンドとしまして増えてるのか減ってるのかということをお聞きしたいと思います。

○塚田委員長 樋口人権政策課担当課長補佐。

○樋口人権政策課人権啓発担当課長補佐 米子市の協力雇用主の登録でございましてけれども、保護観察所が所管になっておりまして、こちらのほうで資料として集めておりませんので、増加傾向にあるかどうかということは現時点でお答えできません。申し訳ございません。

○徳田委員 すみません、調べられるようでしたら、ちょっとその傾向だけ教えていただきたい。結局、何が言いたいかといいますと……。

○塚田委員長 徳田委員、手を挙げて。

徳田委員。

○徳田委員 何が言いたいかといいますと、結局、若年層を中心としてやっぱり結構再犯率が高いというような統計データも出とるわけがございまして、やはりこういった協力企業先が増えるというのは一つの雇用の確保という点でも重要な視点だと思いますので。例えば21社が変わらず推移しているということになると、やっぱり広がりはないというふうに私は判断しますので、その辺の傾向をちょっと後で結構ですので教えていただきたいのと、市では協力雇用主の必要性を広く啓発するため、パンフレットの設置等の広報を実施しているという話なんですけど、このパンフレットの設置等はどこにされてるわけですか。

○塚田委員長 樋口人権政策課担当課長補佐。

○樋口人権政策課人権啓発担当課長補佐 パンフレットにつきましては、市役所の東口玄関にございまして人権政策課が所管しておりますパンフレット立てのほうと、あとは、ふれあいの里の人権情報センターのほうに置いてございまして。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 だから協力雇用主のほうには、直接窓口に行かないと要は情報が伝わっていないってことですね、窓口には置いてるだけでは。

○塚田委員長 樋口人権政策課担当課長補佐。

○樋口人権政策課人権啓発担当課長補佐 協力雇用主につきましては、基本的には、先ほども申し上げましたが、保護観察所のほうが所管になっておりまして、米子市のほうでは

啓発、広報という部分での協力を現在のところはとどまっているところです。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 これですらにしますけども、業界団体といいますか、例えば中小企業団体中央会とか、その辺でやっぱり広がりがないと、結局21社のまんまだというふうに私は思うんですね。必要性だとか広がりがあればあるほど、私は、就業機会というのは増えてきますし、多様な業種があったほうがマッチング度合いもやっぱり高いと思いますから、それも、ひとえに協力雇用主の理解があってこそという話になってきますので、関係団体と連携したやり方も取ってみられたらどうかということをご提案させていただきます。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 2期計画ということなので、1期を踏まえていろいろと課題を抽出されて今回案をつくられたということで期待しておりますので、この案のとおり頑張ってくださいと思います。

最後のほうで説明ありましたパブリックコメントについてなんですが、こういった計画の際はいつもパブリックコメントのことが話題になるんですけど、こちら、こういったところに周知されていけますでしょうか。

○塚田委員長 樋口人権政策課担当課長補佐。

○樋口人権政策課人権啓発担当課長補佐 パブリックコメントにつきましては、まずホームページへの掲載、それから各公民館への配付、そして市役所の本庁舎、それから淀江支所、また、ふれあいの里のほうでも設置いたしまして、そちらのほうで確認をしていただくこととなっております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 これに限らず、ほかの計画と同じような感じだなと思うんですけど、先ほどまでほかの委員さんからもいろいろ御意見もありましたし、この計画の案を見させていただきますと、犯罪の多様化とかですとか複雑化、社会状況の変化といったようなこともありますので、今回、庁内連絡会議ですかね、設置されるということでしたので、外部団体さんのほうにもこの計画についてもいろいろ御協力はいただいていると思うんですけど、パブリックコメントに関しても周知の御協力のお願いをしてみてもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 パブリックコメントの実施につきまして、おっしゃられましたように、協力いただく外部団体のほうにも呼びかけをして、このことについての協力を願いたいと思っております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よろしく願いいたします。会議とか、そういったところでは代表の方が出てこられていろいろ御意見言われたりっていうこともあると思うんですけど、先ほどの徳田委員さんの経済界の話ではないんですけど、各団体のところから、またさらにそこから広がるっていうような可能性もあると思いますので、この計画をいろいろな方に見ていただいて、実際こういうところが困ってるんだよとか、こういうところでもう少し手を加え

てほしいようなところがありましたら、いい具合に修正できるかなっていうふうにもありますし、今回、2期ではなくても、本当は3期以降ないほうがいいんですけど、今後に役立つこともあるかなと思いますので、実施していただきたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時38分 休憩**

**午前10時40分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から、令和8年4月1日付け行政組織機構改正について、当局から説明を求めます。

泉原調査課長。

**○泉原調査課長** それでは、令和8年4月1日付け行政組織機構改正につきまして御説明いたします。資料をお送りいたします。

まず、1の概要でございます。昨年、5次行革の策定時にも御説明させていただきましたけれども、いわゆる2040年問題によりまして生産年齢人口の減少、これが発生してまいりますけれども、本市におきましても、職員数の減少、これが避けられないものというふうに考えております。その中でも、持続可能な組織づくり、これを実現するために、組織を適正な規模にするためのダウンサイジング、これにあわせまして行政サービス維持のための生産性の向上、これらを同時に進める必要があるというふうに考えております。今回の組織機構改正におきましても、持続可能な組織を具現化するため、今年度、令和7年4月1日付けの行政組織機構改正に引き続きまして、組織の整理、これを行いまして、あわせまして行政課題に適切、的確かつ迅速に対応するための体制整備を行います。

次に、具体的な内容につきましては、2番の改正の概要に沿って説明させていただきます。

まず、(1)の部局の廃止でございます。旧米子市と淀江町の合併から20年が経過しましたことから、一定の役割を果たしたと判断しまして淀江振興本部につきましては廃止いたします。振興本部に所属しておりました淀江振興課につきましては、課の構成、それから所管する業務などに変更はなく、淀江支所の所属といたします。

次に、農林水産振興局でございます。部内の業務バランスを踏まえまして、また、農林水産業の6次産業化の取組を経済部全体として促進するために、局を廃止いたしまして、農林課、水産振興室、地籍調査課、これらを経済部直轄といたします。

続きまして、(2)、課の新設・統合・廃止でございます。まず、人権政策課と男女共同参画推進課、これを統合いたしまして名称を人権・男女共同参画課といたします。また、同課内に男女共同参画推進担当を設置いたします。この統合によりまして課の人数が増えますので、スケールメリットが見込まれるものというふうに考えております。

次に、イでございます。企業立地支援課、これを新設いたしまして経済戦略課を廃止いたします。今後は、本市への企業立地等への御相談に関しましては、新設の企業立地支援課で一元的に対応することといたします。

続きまして、3番、担当等の新設・廃止でございます。今御説明いたしました企業立地

支援課、この新設、経済戦略課の廃止に伴いまして、従来、経済戦略課で所管しておりました雇用対策、勤労者福祉対策といった業務につきましては、商工課内に新たに労政担当、これを設置しまして所管することといたします。また、令和6年度に設置いたしました高校総体推進室、これにつきましては、昨年インターハイが終了いたしましたので、廃止といたします。

参考としまして、今回の機構改正に伴います組織数の比較表を載せております。また、次のページには、ここまで御説明さしあげました内容を新旧対照表の形でつけておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 組織機構改正ということで、御説明いただいて資料も頂きました。組織のダウンサイジングっていうのは今後避けられないところだろうなっていうところと、農林さんに関しましても、現在兼ねておられたりですとか、ほかのところに関しましても部局長クラスではなくて、次長さんとか課長さんとかいろいろ兼ねられたりっていうようなところも見受けられますので、今後そういった兼務がいいのか、こういったふうに機構改正がいいのかっていうところもいろいろと進んでいくんだらうなと思います。

その上で、今回こういう判断をされたっていうことで、今回に関しては受け止めさせていただいて次の分を期待するところなんですけど、ちょっと農林課さんのところだけ確認をしておきたいんですけど、農政担当さんはそのまま残って、もろもろ担当さんも残られるということなんですけど、具体的にはどこか何か業務的に変わるところございますでしょうか。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 農林課内の業務の変化といいますか、そういったお尋ねでよろしかったでしょうか。今のところは、今までと特段変わるところはございません。そのままでございます。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** そうかなと思いましたが、確認です。ありがとうございました。

淀江振興本部のほうも、御説明ございました合併から20年経過したっていうことで、合併特例債のほうも今後ないだろうというような見込みでございますし、ある程度やってこられたっていうようなところもあるのですが、今後、淀江振興なのか、全体的に市の振興をやっていくのかっていうところも考えていただきたいなっていうところもあります。支所もありますので、バックアップ機能としてあそこをいつまで残すのかっていうような議論も今後出てくるでしょうし、これを機にというわけではないんですけど、そういったところも機構改正を含めてもろもろのところも議論を進めていただいて、全体的に米子市としてどういった形がいいのかっていうところも見せて動いていただけたらなというふうに思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかに。

岩崎委員。

○**岩崎委員** 一番下の表の組織の比較、これを見ながら質問します。

改正後は、2局そして1課減になっておりますが、担当者で見れば増員になっております。この辺はどういったことになってるんでしょうか、お尋ねします。

○**塚田委員長** 畠中調査課担当課長補佐。

○**畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 担当のプラス1についてですけれども、このたびの機構改正で、経済戦略課に設置しておりました産業立地戦略室が廃止になりましてマイナス1となります。プラスの要因としまして、新たに設置します男女共同参画推進課の中に設置する男女共同参画推進担当と、商工課のほうに新たに設置します労政担当、これがプラス2でして、合計で担当としましてはプラス1になるという結果になっております。以上です。

○**塚田委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 全体的なダウンサイジングを図るということで、それはもう本当に理解してるところです。40年問題ということを見据えてということでございますので、あわせて人員的にどうなのかなというところもございました。

もう1点は、会計年度任用職員の対応とか、その数が変化があるように考えてるのかなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○**塚田委員長** 藤岡総務部長。

○**藤岡総務部長** 業務の定員でございますけれども、まずは条例に定めた定員がございます。そして市として定員管理計画も持っているところでございます。原則として、正規の職員を充てるべきところには計画に基づいて充てております。その上で、会計年度任用職員ですけれども、会計年度として、業務として正職員以外で対応するものを現在対応しているところですので、全体として市の行政業務、適正な執行のために配置をしているものという考え方で配置をしております。全体の人数としましては、現時点の増減といいますよりは、業務の適正執行に向けた人数を配置しているという考え方で配置をしているところでございます。以上でございます。

○**塚田委員長** よろしいですか。

ほかにございますか。

大下委員。

○**大下委員** 確認でちょっとお聞きしたいんですけど、先ほど奥岩委員も農林課については業務内容が変わらないというような感じだったと思うんですけど、淀江の振興本部が廃止になって課に変わるってことですか、こちらのほうも仕事の内容はあんまり変わらないってことでよかったですか。

○**塚田委員長** 泉原調査課長。

○**泉原調査課長** 淀江振興課につきましては、従来、淀江振興本部内にあったものが淀江支所に移るというのがまずございます。その上で、淀江振興課につきましては、今所管しております業務、これに変更はなく、そのまま淀江支所のほうにあるという形で御理解いただければと思います。以上です。

○**塚田委員長** 大下委員。

○**大下委員** 了解しました。

ということは、今担当してる例えばゆめ温泉とか古代の丘公園とかも淀江振興課が担当

するっていうことでよろしかったでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 おっしゃるとおりでございます。

○大下委員 承知しました。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私は、今の農林水産振興局の関係について質問してまいりたいと思います。

今の農業行政をスピーディーに対応するという一方で、私は農林水産振興局を設けて対応してきたのが事実であろうというふうに思うんですが、そこで経済部に包含するという事になれば、その辺のところのボトムアップといいますか、住民対応、行政に対して停滞感が否めないというようなことも想定されるわけですが、その辺のところはどのように判断しておられますか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 御指摘いただいたような点もございますけれども、このフラット化をすることによりまして、意思決定のスピード化、これをまず図っていききたいということを一つ考えております。あわせて、説明の中で申し上げましたけれども、6次産業化の推進というところで、今、局、それから経済部直下にある商工課、経済戦略課、局とその2課の間で調整を図りながら進めてるという状況がございますけれども、この5課全てが経済部直轄、経済部長の直轄になるというところで、その面でも6次産業化の推進ということに寄与するのではないかとというふうに考えて、今回このような整理をさせていただいてるところでございます。以上です。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 フラット化を目指したということは理解はするんですけど、やはり住民からすれば、その辺のところは直接対応ができる、今までの局の中でスピーディーに対応しておったのが、部でなかなか難しい部分があるのかなという懸念も生じてくる可能性を私は理解しとるんですけど、この辺は求めませんけれども、そこで、企業立地課を新たに設けて、今の経済戦略課で所掌していた企業立地以外の業務を商工課に移管するというところでございますけれども、これは意図は何でしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 企業立地支援課の設置の意図ということでございました。現状のところ、商工課と経済戦略課で、企業誘致であったりとか、企業さんの拡大であったりとか、増設であったりとか、こういったものがそれぞれの課で所管してるという現況がございます。これに対しまして、1つの窓口を設けて、言わばワンストップ化を図って企業さんに並走していきたい、まずこういった考え方がございます。そのために企業立地に特化した課を設置いたしまして、今回こういった形をつくっていかうということでございます。以上です。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 企業立地支援課を設けて企業立地に特化をしていくという一つの考え方で今披露があったんですが、やはりそういうふうな説明を整理されて明文化をされて、その辺のところをきちっと説明資料の中に整えていただきたいと、私はそういうふうに思いますよ。一番大きな問題は、企業立地課をして企業立地に特化するというのが大きな目的で

はなかろうかと私は思いますので、その辺のところをきちっと整備されたい、これは求めておきたいと思います。以上で終わります。

**○塚田委員長** ほかに。

土光委員。

**○土光委員** まず改正前、現状ということで、淀江振興本部のことで、これってどこにあるんですか。だからこの振興本部はどこにというのは、組織上の形じゃなくて、ここは淀江振興本部の、部屋とは言わないけど、場所、それは実際どうだったんですか。実情からいま一步、私はよく分からなかったんですが。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 淀江振興本部の物理的な位置というお尋ねだったと思います。物理的な、例えば事務室とか、そういったものは設けておりません。総合政策部内の部内局として、概念的にといいますか、そういったものを設けまして淀江地区の振興のための検討を図るために設けたものでございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから当然振興本部長という人はいなかったですよ。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 振興本部長につきましては、淀江支所長が兼務で行っております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、本部長という人のことなので、この人が淀江本部長という人がいたんですか、今まで。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 淀江支所長が兼務として淀江振興本部長を務めておりました。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** じゃあ、淀江振興課はどこにあったんですか。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 淀江振興課は淀江支所内でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから今回の改正後というのは、事実上、実態に合わせたということのように私は思えるんですが、そう理解していいですか。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 物理的な配置といいたいでしょうか、そういった意味合いでは委員さんおっしゃるとおりの部分でございますけれども、先ほどちょっと概念的というふうに申し上げましたけれども、これをつくった理由といいますが、淀江地区の地域振興をどういうふうにするかという意味合いから、総合政策部内にこの本部を置きまして、部局横断的に課題をもんでいったというような歴史的な経緯がございます。それが今、合併30年を超えまして、まだ淀江地区内での振興の取組というのは途中ではございますけれども……。

(「20年。」と声あり)

失礼しました、20年でございます。まだ淀江地区内での振興の取組は途中でございますけれども、一つのきっかけとして、この概念的な存在といいたいでしょうか、その本部の

廃止をするということでございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 総合政策部の中に淀江振興本部を概念、考え方として置いたというの、これ合併直後からのこういった組織ではなくて、多分伊木さんが市長になってからこういうふうに組織改編がなされたというふうに私は理解してるんですが、そうですね。合併直後からではないですね。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 本日の資料のほうにも掲載しておりますけども、平成30年4月設置でございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから物理的などこは、私は実態に即したような形になってるのかなと思うんですが、考え方として、伊木市長が淀江に対しての取組ということで、米子市全体、つまり総合政策部でいろいろ考える中で、淀江のことも含めて考えるようにしたいということで、今の資料では改正前そういう変更がありました。だからそういう考え方は、合併20年とかいろんなことがあって、そうではなくて、淀江のことは、総合政策部の中に置いていろいろ考えていく、やっていくということではなくて、淀江支所の中で淀江のことをいろいろ取り組んでいくという形に、戻したというのはちょっと適切な言い方かどうか分からないけど、そういう形にしたというふうに理解していいでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 淀江地区の今後の、何ていいますか、振興の在り方というようなお尋ねなのかなというふうに理解させていただきます。今回の取組によりまして淀江振興課はそのまま残りますので、今課題として残ってるものの取組につきましては引き続き淀江振興課のほうで取り組んでまいります。

その上で、今後のまちづくりといたしまししょうか、振興のことに関しましては、今の段階で軽々にちょっとお話しできるものはないんですけれども、この淀江振興本部ができたときと同じように、例えばまちづくりの在り方を地区別で考えていくのか、それとも総合政策で市の全体的な計画として考えていくのか、それは、ちょっとまたそのときの判断になっていくのかなというふうに思っております。いずれにしましても、今の段階で今回の組織機構改正につきましては、ここまでで定まっております淀江のまちづくり、振興策につきまして、引き続き取組を進めていくという目的でこういう形にさせていただいているところですので。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、支所長の位置づけというか、ちょっと言葉上でしか言えないんですが、支所長は部長級だという、そういうふうな説明の仕方を聞いたことあるんですが、その位置づけは今回の機構改正で変更はないということでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 淀江支所長は部長級でございます。今回の組織機構改正で変更はございません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、人権・男女共同参画課、これに関して、今回人権条例というのが施行されて、その中の説明で、専用の窓口、いろいろそういった取組がされるということですが、これはこの改正後ではどこが担当することになるのでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 人権条例の所管担当というお尋ねかと思えます。すみません、ちょっと今のところ、どこの担当が持つということは把握はしておりません。従前の人権政策課の中のいずれかの担当が所管するということになるのではないかと考えておりますけど、今のところ資料を持ち合わせておりません。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了します。

次に、令和8年1月6日に発生した地震対応について、当局から説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そういたしますと、令和8年1月6日に発生しました地震の対応について報告いたします。

令和8年1月6日午前10時18分に島根県東部を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生しまして、本市においては最大震度5弱を観測しました。大きな揺れを観測しましたが、幸いにも人的被害の報告はございませんでした。道路、建物などにつきましては全壊などの大きな被害報告はございませんでしたが、広範囲にわたって液状化する被害や、建物のひびなど多数の被害報告がございました。

資料のほうを御覧になっていただければと思います。まず1でございますが、地震発生当日の本市の対応でございます。地震発生後、直ちに米子市災害対策本部を設置いたしまして、市内全ての公民館、29か所を自主避難所として開設いたしました。自主避難所のうち9公民館に最大39名の方が避難されておりました、当日の日中に皆様が御自宅のほうに帰られたということから、同日の午後5時に自主避難所のほうを閉鎖いたしました。

また、地震発生時には、その後、さらに大きな地震が発生する可能性もあり、防災無線等、様々な方法で注意喚起を行ったところですが、幸いにもその後、大きな地震の発生はなく、余震の発生は落ち着いていたところでございました。

次に、2番、被害状況でございますが、詳細な説明は省かせていただこうかと思えますが、インフラや公共施設、本市の広範囲にわたって様々な被害が発生いたしました。状況につきましては、資料を御確認いただければと思いますが、これ以外に住宅の被害など多数の報告が入っております。これに伴いまして、罹災証明書の発行を行っておるところでございます。

そうしますと、2枚目のほうに入ります。3番を御覧になっていただければと思います。現在、罹災証明書・被災証明書の2種類の証明のほうの交付を行っております。罹災証明書は、被災の程度を証明するものでございまして、被災証明は、被災の有無を証明するというものでございます。被災者の用途に応じて交付しておるところでございます。罹災証明書の交付申請につきましては、資料にございまして、電子申請と窓口申請を並行し

て受付を行っております。現在、申請に基づき順次現地調査を行っております。調査後、被害程度の判定を行いまして罹災証明の交付のほうを行ってまいります。

また（２）、予算措置でございます。こちらのほうで7,650万円を専決をさせていただきました。この中には一部事務費も含んでおりますけれども、一番下の欄に参考でお示ししておりますけれども、被害者の住宅再建・修繕促進支援金に関わる予算になっております。こちらの支援金につきましては、罹災証明書の交付後、別途申請をいただくこととなりますので、4に例と記載しておりますけれども、これは今後の予定として記載しております、この予定のとおり進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

地震対応につきまして説明は以上になりますが、ちょっと資料はございませんが、2月の7日の夜から大雪についての被害等、そちらのほうを簡単に説明をさせていただければというふうに思います。

2月7日土曜日夜から翌日の8日にかけての降雪で、本市で42センチの積雪を記録する大雪となりました。この大雪で公共交通機関の運休や停電など市民生活に大きな影響が出ました。

また、米子市尾高におきましては、積雪及び倒木によりまして3世帯6名が孤立する事案が発生いたしました。この事案では、10日に除雪及び倒木の除去が完了し、孤立自体は解消いたしましたけれども、その世帯の給水設備、こちらのほうが停電によりまして9日から断水しておりました、11日には復旧いたしました。なお、この集落のほうには徒歩で行くことは可能であったため、9日の段階で備蓄品として保存しておりました飲料水をこの世帯のほうにお配りして対応させていただいたというところでございます。

また、農作物への被害のほうも発生しておりました、ネギの葉折れやネギ用のビニールハウスが潰れるといったような報告は受けております。今後、具体的な被害状況の取りまとめをまた行う予定にしております。

大雪の説明については以上となります。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 年当初から地震ですとか大雪ですとか、いろいろ御対応いただきまして、ありがとうございます。今回報告でなくても、もう少し落ち着いてから報告でも構いませんので、そんなに急いで報告されなくても大丈夫ですので。まずは現場対応いただきまして、ありがとうございます。

先ほどお話いただきました地震対応のほうなんですけど、予算措置7,650万円で、2月4日時点の罹災証明申請件数と被災証明発行件数いただいでるんですけど、2ページの一番下の今後の手続のところの支援金の額を見ていくと、恐らくこの予算足りなくなってくるのではないかなというふうに思うんですけど、そういった場合は基金を取り崩したりですとか、そのような対応をされる予定でしょうか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** こちら、下の表に書いてあるんですけども、特に損害の状況によって実際に給付される金額がちょっと変わってまいります。現状なんですけど、実際、罹災証明のほう2月4日時点で190件申請をいただいとるんですけども、今、順次、現地

調査のほうも行ってる中で、ほとんどの方が一部損壊と言われる部分、住宅の損害率が10%未満の方、今のところ全てそういった方になっております。

この支援制度なんですが、さらにちょっと細かくって話にはなるんですが、5%未満の方だと一律2万円で、5%以上から9%の方に関しては5万円という形で、ほとんどの方がこの5万円もしくは2万円の給付ということになると一応見込まれているという状況でございます。そういった点から、今の段階ではこの予算の枠内に収まるのではないかなというように予測をしておるとい状況でございます。以上になります。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そういうことでしたら了解とさせていただくんですけど、ないとは思いますが、予算ありきということでこういった事務手続が進まないように、今ちょうど現地調査もされてるってことでしたので、現状を見ていただいて、お困りの方々にはきちっと支援が行き届くようにしていただいて、先ほど申し上げましたけど、予算が足りないってようなことであれば、何かしらの予算措置、基金取崩しでもいいとは思いますが、こういった場合は、対応していただけたらなというふうに思います。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 地震の対応については、報告どおりですとさせていただきますが、1つちょっと苦言といいますか、提案ですけども、報告案件として大雪の分と言われるならば、資料をやっぱり共有化を図っていただきたいなど。タイムリーな格好でメールなり、また、LINEの掲示板等で私どもは入手しておりますけども、この委員会の席で口頭だけで言われましても、私ども報告として受け止めていいものかどうかというのも分かりませんので、ぜひとも、紙ベースで結構ですので、口頭ではなくて共有化を図っていただきたいとします。以上です。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 急遽の報告となりまして、口頭で報告になりました。申し訳ございませんでした。この雪の被害につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、今後、取りまとめを行います。取りまとめを行いました内容を整理をいたしまして、今御指摘いただきましたとおり情報の共有はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 まず、自主避難所の開設に関してですが、この開設をするしない、ここでは指示と書いてるのですが、多分文脈からいくと、災害対策本部がこれを決定するというところでいいですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 開設に関しては、本部の本部長、これは市長になるんですけど、市長が決定するという話になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ、開設を指示をして、避難所、事務的なことも、それから実際物理的に場所を開けるとか、それは誰がすることになってるんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 実際の実務としましては、まず防災安全課であるとか、あと、今回公民館のほうを避難所として開設しておりますので、地域振興課とも連動した形で、実際それで開設の手続を進めたという形になります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 そうやって手続を進めて、実際にそれを準備する人は誰ですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 実際その準備自体も、防災安全課のほうメインになりながら、関係課のほうと協議をした上で決めているという話になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 公民館29ですよ。そこで防災安全課が全てというのは人員的に無理だと思うんで。具体的に聞きますと、例えば公民館の職員がこれを担うんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 今回、10時18分という昼に発生したということでございまして、公民館の職員の方に、その運営の要員として実際活動していただいたという形になります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これは、例えば日曜日でも夜間でもそういうふうにするということになっているんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 日中に関しては公民館の職員さんのほうに対応していただくという話になっておりますが、夜間であるとか土日の場合は、米子市で市職員の中で避難所運営要員といったものを定めておりまして、その要員を至急手配して実際に避難所のほうに行って対応するという形になっております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 避難所運営要員、何人いるんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 毎年、各部局のほうに選出をお願いしておりまして、約120名。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この開設に関して、自治会とか地域の人が担うことになってる役割、それはあるのですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 原則といたしましては、避難所の開設に関しては、先ほどの避難所の運営要員が主になって動くという形になっております。ただし、やはり避難所自体の運営期間が長期化する、例えば非常に大きな地震で実際避難所としての期間が何か月もなるというようなことが発生する場合は、それこそ地元の自治会の方であるとか、実際に避難所に避難されてる住民の方にも運営のほうを手伝っていただく、担っていただくという形になるということを想定しております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 そういうことを想定しているというのは、きちっと自治会と話をして意思疎

通ができていますか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 例えば、よく防災安全課のほうから自治会への出前講座とかあるんですけれども、そういった場なども通じまして、実際そういった動きになることもありますよというようなことはお伝えしている状況ではございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 出前講座って、市民から要請があったときに出かけていく、そういう制度ですよね。でも、避難所の開設で自治会が担ってもらうということを想定してるということは、これは出前説明会みたいに要望があるとこだけに説明するんじゃなくて、きちっと一律に説明をする必要があるし、そうしないと、いざというときにそういうことはできないのではないですか。自治会としても、それを受けるかどうか、今、自治会でいろんな問題ありますから、そういうところの問題点を把握して、もし本当に担ってほしいということだったら、話をして必要な支援をすとか、そういうことはやっておく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 現時点で確かに、例えば自治連合会とか、そういったところでの説明というところまではちょっとできていないという状況ではあります。ただ、御指摘のとおりのお話もあるかと思いますので、やはりこういった周知のほうも行っていきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これはぜひお願い、そういうことが必要だと思います。それをやっておかないと、いざというときにちゃんと対応ができない。これ単なる周知、お知らせをするだけではなくて、本当に担えるかどうか、現状把握とか、なかなかいろんな課題があるんだったらそれを共有してちゃんと対応すとか、そういうことをやっておかないと、いざというときに避難所の運営というのがうまくいかないのではないかとこのように思います。

それから、長期化というか、いっても二、三日を超える場合、例えば今回公民館で避難して二、三日以上になるという場合、飲料水とか毛布、いわゆる備蓄に関しては供給体制は供給する方法も含めて、その辺はどういうふうになっていますか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 食料品や毛布など、備蓄品のお話だったと思います。現在、米子市のほうでは、市内の6か所に分散して食料品であるとかこういった備蓄品を保管してる状況でございます。実際に必要になった場合なんですけど、市役所の中で、輸送班、要は実際に輸送専門で担当する職員が割り当てられておりまして、その職員が実際避難所に必要数を配送するというような形、計画になっております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 市役所でそういった輸送班という体制がある。これ実際、輸送班で何人ぐらいが担当することになってるか、それから使える車両はどのくらいきちっと確保してるんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 すみません、ちょっと人数に関しては手元に資料がございませんが、

主に総務管財課であるとか財政課の職員であるとか契約検査課の職員、会計課の職員というところの各課の割当てという形にはなっております。申し訳ないですけど、人数がちょっと資料がないのでお話しできないんですけど。

また、実際の車両云々に関しては、総務管財課等が保管しておる乗用車等を活用しての配送というところを一応想定しております。以上になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 現状として避難所、公民館になる場合が多いと思うんですが、ある程度の備蓄品というのは公民館には全くないのですか、それともある程度は今でもあるんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 現状なんですが、公民館の中で土砂災害警戒地区に入っている公民館、こちらの中の13地区、13公民館に関しては、ちょっと数は限られてるんですけども、水と食料品と毛布、そちらは常備してる状況になってます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 状況は分かりました。

それから、今、自主避難所開設ということでいろいろお聞きしたんですが、避難指示が出て避難所開設の場合も、基本的に今と同じような体制、扱いということでいいんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 今回はあくまでも自主避難所という形なので、自主避難所の場合は避難する場所を提供するという形になります。例えば、これがより状況が悪化、被害がさらに大きくなるということになると、指定避難所のほうに切り替えるという話になります。指定避難所になった場合は、それこそ食料品の提供であるとかベッドとか、そういった必要になるような備蓄品の提供ということも行うという形になります。また、これも状況によりけりなんですが、例えば避難所の数がやはり足りないということになる場合であれば、追加でさらなる指定避難所、公民館以外のところですね、そういったところを指定避難所として開設するという事も想定しております。以上になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、そういう場合も避難所の、多分指示は本部長だと思うんですが、開設することになって準備とか運営とか、ある程度自治会にやってもらうことの想定とか、それから備蓄品も当然運ぶ必要があると思うのですが、そういった体制は、今、自主避難所という前提でいろいろお聞きしたのですが、基本的に同じような体制だというふうに思っていますか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 基本的にはほぼ同じ、先ほどの繰り返しになって申し訳ないんですけども、指定避難所になった場合そういった食料品であるとか備蓄品の提供というような形が追加になると、というふうに思っていたいただければいいかなと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、罹災証明のことですが、予算措置、この予算の財源は何なんですか。つまり県とか国とかの補助、交付が見込まれるものなんですか、それとも完全に一般財源、自前で出すお金なんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 財源なんです、こちら実は鳥取県内の全ての市町村及び県で協力して基金のほうをつくっておきまして、その基金が財源になると思っていただければいいと思います。以上になります。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 補足ではございますけれども、今、課長が申しあげましたとおり基金を積み立てておきまして、その基金からの支出ということはございます。一方、今、これも鳥取県議会で今後協議をされるのだと思いますけれども、県のほうから資料は頂いておりますが、県のほうも予算措置というのを考えておられるということで聞いております。そうなりますと、その基金と、鳥取県からの補助金なり支援金でしょうか、間接補助となって市に入るお金ということも想定をされてますので、そういうのも含めてやっていくこととなります。ですので、基金と県からの支出、これは今後、県議会での承認を得た上でということになるかと思いますが、そういう形の予算構成となっております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 基本的に基金とかで県からお金が出るものと。別の言い方をすると、米子市からの持ち出しはこういったことに関しては発生しないものと思っていんですか。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 すみません、ちょっと説明が不十分でございました。そういう県及び基金、多いのは基金ですけれども、の財政措置を受けまして市のほうで払うんですが、市の支出というのも想定では全体の1割程度、10%を想定しております。今、予算措置ということで専決させていただきました7,650万円、このうち事務費につきましては米子市の単独でございまして、その支援のお金につきましては、ほぼほぼ9割が財政的な措置がされるのではないかとということで今考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 基金というのは、これ県の基金のことですね。分かりました。

それから、罹災証明。まず、罹災証明の対象はあくまでも住む家と書いてるんですが、実際に居住している建物が対象だということ。例えば倉庫とか蔵とか、その対象は実際人が住んでる建物というふうに理解していいですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 罹災証明に関しては、あくまでも住宅の部分だけになります。もう一つ説明した被災証明のほうになりますけれども、こちらが例えば車庫であるとか外構、例えばブロック塀であるとか、そういったものが被災証明の対象になると思っていただければいいと思います。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、申請とか発生件数が幾らか、内容に関しては一部損壊が多いということですが、もし分かればですが、実際どういう損壊、例えば屋根とか壁とか窓とか、どういうこの損壊が今回多かったか、もし把握してればその傾向が知りたいんですが。

それから地域。ある地域が多いとか、そういったことを把握してれば。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 手元に資料もございませんので、なかなか細かいところまでは、ということはあるんですが、大枠というか、状況的には、やはり壁にひびとか、あと瓦屋根とか屋根部分の被害があるというようなことが多いとはちょっと聞いてはいますが、細かいところまで確認は取れていません。あと何だったけな。

(「地域。」と声あり)

あと、地域性でございますね。こちらのほうもまだなかなか、やはりかなり広い範囲ではあるんですけど、当初の段階では、やはり南部方面、特に成実方面とかのところで申請数が比較的多いようには感じました。まだちょっとこれも細かい資料はないんですけども、今の状況では、確認できるのはそういった状況になっております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから、申請があつて現地調査をしてからということですが、この現地調査というのは誰がするんですか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** こちらの現地調査が、本市の住宅等の担当している技師さんですね、要は専門の知識を持ってる方をお願いをしてるという状況になります。ですので、現在、営繕課の住宅の技師の方に実際に直接現地に行っていて、確認をしていただいている状況でございます。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり職員がしてると。どっかに委託をしてるわけではないということですね。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** そのとおりでございます。

**○塚田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 先ほど説明があつた浅山の孤立の件ですけれども、その浅山地区の幹線道路は市道ですか、まずそれを伺っておきたいと思えます。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 御指摘のとおり、市道でございます。

**○戸田委員** 私が仄聞するには、市道であつて、除雪業務が進捗されなかった部分があるので孤立をしたというような御意見もいただくんですが、その辺の実態はどうなんでしょうか。

**○塚田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** そちらの実態、なぜそのような状況になったかという細かいところは、申し訳ございません、聞いてはおりません。内容につきましては、その部分の除雪というのが、当日は、様々な理由、積雪だったり、倒木であつたりということできなかつたということは担当から聞いておりますけれども、詳細に、それがどのような状態でできなかつたかというところまでは、申し訳ございません、伺っておりません。

**○塚田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私、大事なことを言うんですけど、初動対応で、やはり孤立をしたというの

が、市民のほうから通報があつて孤立したのか、除雪業者が除雪が進捗できないので孤立状態になっておりますよ、というふうな通報の状況の2つのパターンがあると思うんですが、どちらの状況だったんですか。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 都市整備部局から報告が上がっておりますのは、まず住民の方から除雪をしてほしいという要望があつたというふうに伺っております。その要望に応じて除雪を行おうとしたところ、倒木等があり除雪ができなかったということで報告を受けております。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 確かに私も60センチぐらい降つておつたんですよ。降雪があつたんですけども、なかなか除雪が進まないというのは私は理解するんですけども、しかしながら、同じ尾高であつて除雪がもう済んでおる区域がある、浅山の区域はなかなか除雪が困難だったから除雪できなかった、というのが実態ではなかったかなというふうに私は推察をします。そういうふうな市民サービスの観点からいけば、やはり除雪業務の体系をもっときちっと拡充されて、市民にそういうふうな孤立がないような生活環境を守っていくのが私は求められているというふうに思いますので、その辺、今回のことを教訓にされて、市内は30センチぐらいしか積もっておらない、しかしながら、尾高区域は60センチぐらいある、同じ市内でも地域格差が相当ありますよと。やはり現状を十分に把握された上で、その辺の初動体制を私は取られるべきだというふうに思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。

○塚田委員長 ほかにございますか。

安達委員。

○安達委員 今、最初のところの説明で、震災後の当市の初動対応というところに出てくるのかなと思うんですが、震度5弱でしたよね。それで、よく聞くのは、マグニチュード何ぼだったかなというのが知りたかったですね、情報としてね。

それと、この震度5弱ならどうなのか分かりませんが、市内には、老健、特養、それから総合病院、入院施設がありますね。そういったところからの、地元から情報が出てくるのか災害本部のほうから聞くのか分かりませんが、人的被害はどうでしたかっていう。そういう把握がどうなったのか、系統立ててやっておられたのか、それはこの5弱では不要、対象外だったのか、そこら辺の説明がちょっと知りたかったというところなんです。これは情報提供が足りなかったという意味で指摘しておきます。以上です。

○塚田委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了します。

次に、災害被害者のための新たな経済的支援制度の創設について、当局から……。

〔「犯罪です。」と声あり〕

ごめんなさい。犯罪被害者のための新たな経済的支援制度の創設について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 犯罪被害者のための新たな経済的支援制度の創設について説明さ

させていただきます。

資料を御覧ください。犯罪被害者への支援制度につきましては、国において制度が設けられておりますが、支給までに時間を要すること、これが平均で約8～6か月ぐらいということですが、この支給の対象がかなり限定的であるということから、国の制度の足らざる部分を補完する制度として鳥取県が独自の制度を創設される予定でございます。

具体的には、資料でございますとおりでありますが、国の制度で対象となっていない、被害後、早い段階で必要となる転居費用や防犯カメラなど、防犯対策費用の支援などがございます。当該支援に当たっては、鳥取県と県内市町村で協調しまして基金のほうを創設する予定でございます。基金規模としては5,000万円で、市町村の負担額は人口比から算定し、本市の負担額は約600万円で、5年間積み立てる予定としております。単年当たりは120万円の積み立てを予定しております。令和8年度の当初予算において、鳥取県犯罪被害者等支援基金負担金として120万円の予算を上程する予定でございます。

なお、今回、鳥取県が創設される内容も含めまして、本来であれば国において制度設計されるべきものでございますので、引き続き鳥取県や県内市町村と連携して国に要望を行っていく考えでございます。

説明としては以上になります。

(発言する者あり)

1点だけちょっと訂正がございます。先ほど5年間積み立てると言っておりましたけど、5年間で積み立てるということで訂正させていただきます。以上です。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 基金を創設されるということで、2の(2)のところですかね、負担割合のところでは県が2分の1、市町村で2分の1っていうことなんですけど、米子市の負担はどのぐらいになりますでしょうか。

**○塚田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 先ほども口頭でお伝えしましたけれども、米子市の負担としては、5年間で約600万円で、それを5年間120万円ずつ基金のほうに積み立てるという想定でございます。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 失礼しました。最後のところで御説明いただいております。

これ進めていただきたいと思うんですけど、どういった経緯で県が2分の1で市町村で2分の1負担しようっていうお話になったんでしょうか。

**○塚田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** こちらの犯罪被害者の支援でございますけれども、もともと国が制度を設けておりました。ただ、先ほど説明しましたとおり、なかなか時間がかかるとか、支給対象が限定されてるということで、そういった方を支援していかないといけないという議論は以前からございました。

その中で、そういう支援を行うのであれば、県内市町村ごとに違うのはおかしいよねっていうところから、鳥取県統一でやろうというところで話が進みました。その際に、今、

御質問ございました、お金をどうしようかという中で、では、鳥取県が半分持ちます、地元といいますか、県内市町村が半分持ちましょう、半分ずつで共同でやっていきたいと思いますところからのスタートで、県が半分支出、市町村が半分支出ということでお話のほうからスタートしたところでございます。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 国の制度上なかなか難しいので、自治体のほうで県と協調してついでところは理解できます。ただ、財政規模を考えますと、県の負担金が2分の1で市町村が2分の1というよりは、県のほうにもうちょっとお願いできなかったのかなというふうに思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 確かに負担金の割合については議論する点が多かったと思います。我々市町村も含めて県もそこは協議をしてまいりました。ですが、やはり実際に基金として積み立ててやるに当たって、当然県民でもありますし、市民、町民、村民ということもございまして、やっぱり一緒に共同でやっていくということで、半分ずつ負担し合おうということで、まとまった次第でございます。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちなみに、これ創設後、窓口は市町村のほうで対応するっていうことでしょうか、県のほうがされるんでしょうか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 窓口が県のほうになりまして、犯罪被害者サポートセンターというところになるというふうに聞いております。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 それでしたら、通常ですと市町村がいろいろな相談事とか窓口になりますので、その辺りも含めまして、市町村の手出しが少なく県のほうが多めで事務費も込みでみたいな感じもあると思うんですけど、今回は県のほうが窓口のほうも全部されるってことで、市町村のほうは、あくまでも協力っていうような形で、財政面の負担だけされるってようなイメージで持ったらよろしいですかね。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員がおっしゃられるとおりでございます。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理解いたしました。額だけ見ますと、2分の1、2分の1ってというのは、先ほど申し上げましたとおり、財政規模的に考えると、ちょっと市町村の負担が大き過ぎるんでないかなっていうふうに思いますので、事務のところである程度理解はするんですけど、ぜひこの基金のところは進めていただきたいんですけど、その辺りの財政負担のところは、また県のほうとも協議していただけたらなというふうに思いますので。当面の間は変更はないと思いますけど、国の制度の動向を見守りつつ、県の負担金、市の負担金、そのところも見ていただけたらと思います。

○塚田委員長 ほかに。

森田委員。

○森田委員 1点だけ確認させていただきたいんですけども、窓口が県ということで、

交付決定までの流れが具体的にどういう流れで決定までいくのか、もし現時点で分かるところがあればお伺いしておきたいと思います。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 現時点、聞いている範囲内にはなるんですけども、サポートセンターのほうで窓口になっておるんですけども、実際そこで被害に遭われた方からの直接のヒアリングであるとか、もろもろの状況、財産の状況であるとか、そういったところも含めて調査した上で、なるだけ早い段階で支給するというような形で想定をしていると聞いております。ですので、具体的に例えば何日までとか、そういうところまではちょっと確認は取っていないという状況でございます。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 ちょっと聞き逃したと思うんですけども、1の4のところ、全国一律の被害者支援制度の拡充等については国要望を継続していくという話なんですけど、その要望部分は、このたび新設になりました経済的支援制度の中身なのか、あるいは、国がやっぱりこれをしないからというところから出てくると思うんですけども、具体的に国に対してどういった要望の内容、それを教えていただけないでしょうか。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この国に対する要望ということでございますけれども、本来ですと、今回の鳥取県の考え方も、市町村で違いがあったら駄目だよというところから始まっております。もともと、国におられる方、鳥取県だろうが東京都だろうが同じような一律な支援を受けるべきだということで、本来ですと国がやるべきだという考えに変わりはございません。ですが、今回、時間がかかるとか限定的だよという部分で鳥取県で設けられるので、そういうのも含めて国でやっていただきたいという要望をしていくことを、予定といたしますか、考えではおるところでございます。この辺も、県内市町村でやるとか、県と協働しながら協力しながら考えていこうとは思っております。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 そうしますと、丸々この今回の経済的支援制度案として出てる分を、国の責任においてやってくださいよということを要望するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○塚田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これ丸々になるかどうかはちょっと分かりませんが、基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりですので、その内容を国に申し上げていくことになろうかと思っております。

○塚田委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 今回の経済的支援制度、これは名前のとおり経済的な部分に関してだけ、つまり、これをサポートするためには相談業務とかいろんなことも必要ではあると思うんですけど、この制度は今回はそれはなくて、もう経済的な支援という制度の拡充と思っていいいんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 おっしゃられるとおり、一応考えとしては、あくまでも、特に被害に遭った方であるとか実際その家族の方がやはり金銭的な影響が起きる可能性があるので、そういった方を支援するという形のものと思っていただければいいかなと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、この制度はそれに限定されたものという理解でいいですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そのとおりでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、国の制度を補完し、というふうに書いてて、説明は今いただいたんですが、金銭的な援助も期間がかかるとか、それから対象になる部分が国は限定されるということなんですが、例えば、この資料の2の1で経済的支援制度（案）で、区分別いろいろありますよね。この中で国の対象にならないものはあるんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 国の対象にないもの等での御質問でございますけれど、転居であるとか防犯対策支援、こういった、要は自宅などで被害が遭って転居などを余儀なくされた場合、その費用であるとか、そういったものがまず国の制度にございません。

次に、生活維持支援金、こちらの部分なんですけれども、国の制度は、身体的被害を受けた方だけが対象になっている。ですので、今回の制度でいうと、その罪状を問わない、例えば詐欺被害に遭ったとか、そういった方も一応対象になるようになっております。

続きまして、再提訴の支援金ですね。加害者が要は損害賠償金を支払わない云々等で時効を避けるために再提訴が必要な費用といったもの、これも国に制度がございません。

また、最後に、遺児等の支援金というところで、こちらが保護者が被害に遭った場合だけでなく、被害者が子どもだった場合、その被害者の兄弟さん等も対象とするのが県の今回の新たな制度で、国ではそういった制度がないというところでございます。あくまで、繰り返しになりますが、国の制度にない部分を補完するという意味合いのものが強いと思っています。以上になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、死亡・重傷病支援は国にもあるということだと思んですが、例えば、今回の県の制度を使って支給を受けた人は、国にも当然申請をすることになると思うんですが、そのときに、これは国の制度の立てつけのことですが、本来出る額で、もう既に県からこういった支援を受けてるので、それが差し引かれるとか、そういった重複的な支給というのは。それぞれ別個と考えていいんですか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 この制度自体は、あくまで国の制度と全く別物なので、それぞれが受け取れるという話になります。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、本件について終了します。

次に、産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買取の申出への対応について、当局から説明を求めます。

角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 産業廃棄物管理型最終処分場整備に伴う市有地買取の申出への対応について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。令和8年1月26日付で、鳥取県環境管理事業センターから、産業廃棄物管理型最終処分場の整備に伴い、当該予定地の一部に該当する市有地につきまして、確定測量を踏まえた買取り希望価格の申出がありましたことを御報告いたします。

初めに、1、申出の概要について御説明いたします。対象地は、米子市淀江町小波434の2の一部で、買取り希望面積は1万1,082.37平米、買取り希望価格は1,234万8,875円でございます。

次に、2、申出を受けての本市の対応方針について御説明いたします。センターから買取り申出のありました当該地は、令和7年8月18日、本市議会総務政策委員会におきまして鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方針を御報告した後、センターの負担で境界確定及び面積を確定することを条件といたしまして、売払いに向け事務を進めていたものでございます。このたびセンターから買取り希望面積及び買取り希望価格の申出があり、センターの買取り希望価格が本市の想定します売却価格を満たすものであったことから、センターの買取り希望価格により売却をするものでございます。

なお、本件の売払い価格は2,000万円未満でありますことから、米子市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定によりまして、議決案件には該当しないことを申し添えます。

次に、3番目、これまでの経緯でございますが、お手元の資料に記載のとおりでございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、本件に係る売買契約の時期は令和8年度を予定しております。

説明は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、資料で2番、本市の対応の中で、買取希望価格が本市の想定する売却価格を満たす、というふうに書いてるのですが、本市はこの売却価格をどのように想定をしていたんですか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** 本市が算出します売却価格でございますけれども、鑑定評価に基づき算出したものでございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 本市が独自で鑑定評価を出したわけですね。それで、本市が想定した価格は幾らだったんですか。

**○塚田委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 市が算出した価格でございますけれども、1,169万9,051円でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、今回売却を想定する市有地、別紙の1とあるのですが、まず、この図の説明で、赤い枠部分が産廃事業計画区域、それから青い枠が一廃処分場埋立区域境界。で、これ見ると、一廃の処分場と産廃の計画区域がダブってる部分があるのですが。この図でいくと、赤い線と青い線、ちょっと曲がってるけどそれに挟まれた部分、ここは産廃計画地でもあるし、一廃処分場埋立区でもある。ここは、まず産廃計画において、何に使うことが想定されているんですか。

○**塚田委員長** 長井環境政策課主任。

○**長井環境政策課主任** 一般廃棄物処分場と産業廃棄物処分場の関係についてでございます。今回買取りの申出がありました区域は、一廃処分場との境界区域から県道との間の区域でございます。赤枠でくくってあります一般廃棄物処分場に係る部分につきましては、一般廃棄物処分場の埋立完了後に覆土置場として使用する計画だと伺っております。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり覆土置場、ある意味で別な言い方すると、仮置場ですよ。仮に置く、そういうことで使う部分というふうな理解でいいですか。

○**塚田委員長** 長井環境政策課主任。

○**長井環境政策課主任** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この範囲にも市有地は存在すると思うのですが、事業センターが覆土置場として市有地も含めて使う場合、市はそれを了承するんですか。

○**塚田委員長** 長井環境政策課主任。

○**長井環境政策課主任** 委員おっしゃるとおり、この一般廃棄物処分場の埋立区域にも市有地が存在しております。こちらの市有地につきましては、現在、計画しております産業廃棄物処分場の埋立地、ここの市有地の買取りをして工事を進めようということでございまして、こちらの一般廃棄物処分場の現在運営をしておりますので、こちらについてはまだ具体的な話はございません。以上でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 具体的な話がないというのは、事業センターが今回の買取り希望としてはそこは何も言わなかったということだと思っておりますが、覆土置場として使われることは、これは今の答弁でははっきりしているんですけど、そこに市有地がある。覆土置場として市有地を使うということに関してこれははっきりしているの、それに関して市としてはどういう見解ですか。

○**塚田委員長** 長井環境政策課主任。

○**長井環境政策課主任** 米子市の市有地につきまして、産廃処分場計画地につきましては、令和5年に市有地を使用させていただきたいという、そういう申出がありまして、市としてはそれに対して承諾をしております。ですから、そこを将来的に産廃処分場計画地として利用するというについては承知はしているんですけれども、まだそこに対する対応、

処分については話はないということでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり令和5年度で市は市有地を産廃処分場計画に使うことので了承はしている。そのときの市有地というのは、今回の資料のこのダブる部分も含めて、つまり計画地、赤枠以内ですね、その部分の市有地は使ってもいい、そこも含めたものので了承をしているというのが令和5年度の内容ですか。

○塚田委員長 長井環境政策課主任。

○長井環境政策課主任 令和5年に了承しているところにつきましては、計画している区域ということでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 ということは、了承はしているけど、事業センターはその部分に関してではなくて、今回、色がついてるとこ、ここを買取り希望があったので、市はそれを了承して売却する予定。じゃあ、残りの部分の市有地がどうなるかというのは、これは事業センターがどういう申出をするかということ、そのときに対応するというのが市の考え方ですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 特に一廃と産廃のダブる部分、これは既に市は使用承諾をしている。ただ、具体的に貸すか、売るか、そういうことを含めてセンターの申出があれば基本的に承諾という前提で対応するという。この一廃処分場とダブる部分、ここは開発協定の目的外使用に抵触はしない、しないからそういうふうに市は判断していると思うんですけど、しないというふうに市は考えているんですか。その理由も説明ください。

○塚田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 一般廃棄物第2処分場として設置許可を受けた区域につきましては、埋立区域と堰堤までの範囲でありまして、買取り申出の対象にはなっていないということになります。これまでも繰り返し答弁してきておりますけれども、一般廃棄物第2処分場の埋立てに影響がなければ開発協定に抵触しないという認識でございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 聞いているのは、今回売却をする土地のことではなくて、将来的な話だろうけど、ダブる部分も市は承諾して、いずれ応ずる、使うことを了承している、そのことに関して問題はないと考えているんですか。その理由も含めて答弁ください。

○塚田委員長 ちょっと待ってくださいね。

皆さん、昼をまたぎますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○塚田委員長 長井環境政策課主任。

○長井環境政策課主任 ダブる部分の土地、市有地についてです。こちらは一般廃棄物処分場の埋立計画、これが終了して以降、埋立てが終了して、その施設を閉鎖して以降に覆土置場として利用するという計画でございますので、埋立てが完了した以降については開

発協定に抵触するような形にはならないという判断でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 市の考えは分かりました。施設が閉鎖というのは、埋立てが終了じゃなくて、埋立後も排水とか管理で、それがずっと何年間か排水が基準値以下、何もしなくても基準値以下になる、そういう状態になって、その状態が閉鎖と言いますよね。

〔「廃止。」と声あり〕

廃止か。閉鎖というのは、埋立ての業務が終わった。廃止じゃなくて閉鎖、それが市の考え方ですね。一応市の考え方は分かりました。

○塚田委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、総務部からの報告は……。

〔「委員長。」と松本防災安全監〕

松本防災安全監。

○松本防災安全監 先ほどの私の発言の訂正をさせていただきます。

報告案件3の地震の報告の中で、鳥取県の財政の措置の中で、鳥取県が今議会で予算の審議されますので、県からの財政措置は9割の予定ですということでお答えをさせていただきましたが、鳥取県のほうで専決が終わっておりますので、こちらの財政措置につきましては9割で確定をしております。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○塚田委員長 それでは、総務部からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後0時02分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田佳充